

## 平成 26 年第 12 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 26 年 12 月 22 日、午後 2 時から稲城市消防署 講堂において、平成 26 年第 12 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
城所 正彦  
保坂 律子  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田 大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 48 号議案  
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 「報告事項」



- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
  - 2 社会教育活動の振興について
  - 3 芸術文化活動の振興について
  - 4 成人式について
  - 5 文化財の保護と普及について
  - 6 生涯学習推進事業について
  - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 8 放課後子ども教室参加状況について
  - 9 公民館運営審議会関係について
  - 10 公民館主催事業の実施状況について
  - 11 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 12 平成26年度11月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内運動施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 体力づくり運動推進事業について
  - 5 ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成26年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 学校・地域との連携について
  - 6 図書館の利用状況について

委員 長 教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4、第48号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。  
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成27年度教育課程の編成に伴い、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。  
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則のご説明をさせていただきます。

平成27年度の教育課程の編成に向けまして、稲城市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月28日教育委員会規則第4号）の一部を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

内容といたしましては、第3条中「申出」とある箇所を「届出」に改め、「学年内において」の次に「各学期の期間及び」を加えるものでございます。

第48号議案関係資料、新旧対照表をご覧ください。

これによりまして、第3条は、従来、「稲城市立小学校及び中学校の学期及び休業日は、次の表のとおりとする。ただし、校長の申出により学年内において、休業日を変更することができる」とある箇所ですが、新たな第3条は「稲城市立小学校及び中学校の学期及び休業日は、次の表のとおりとする。ただし、校長の届出により学年内において、各学期の期間及び休業日を変更することができる」と改めるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問、ご意見等、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 第3条の各学期の期間を変更するという、「各学期の期間」というのは、具体的にはどんなことが想定されるのでしょうか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 各学期につきましては、先ほど申し上げました稲城市立学校の管理運営に関する規則に従いまして、1学期が4月1日から8月31日、2学期が9月1日から12月31日、3学期が1月1日から3月31日と定められております。しかしながら、近年、8月末に9月1日を前倒しして授業を行っております。3日ほど前倒しをして授業を行っております。全ての学校ではございませんが、一部の学校で若干前倒しして授業をするなどの実施を行っておりますが、この管理運営規則、現状では8月末に行った授業は1学期に行った授業という形になるため、児童・生徒の出席管理上、3日間が1学期になり、また、9月1日から別で2学期として計上しなければいけないなど、学校の実態とかけ離れてしまっている課題がございます。従いまして、夏休み、夏季休業明けの8月中の授業も2学期と

して扱える道をつくることにより、実態に合った学校教育活動を進めるために、この改正を提案するものでございます。

委員長 城所委員。

城所委員 実態として、今、どのくらいの学校がこの期間の変更をされているのでしょうか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 現在、小学校11校中1校、中学校は6校全校が8月中の授業を実施しております。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 この傾向というか、やはり授業日数をふやすということで、授業を充実させることは可能なのだろうなと思うのですけれども、今後というか、さらに数を実施する、例えば、夏休みを少し、最後をとりあえず2学期にしてふやすというような傾向にあるのですか、今後。要するに、ふえるような状況になっていくのか、それとも、どうなのか。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 授業時数の確保が問題になりましたのは、主に学習指導要領の改訂によりまして授業時数が増加した平成23年度、平成24年度でございます。平成23年度が小学校、平成24年度が中学校。それを機に授業時数確保のために夏季休業中に授業日を設定する傾向が一旦増加したものでございます。

それ以降、年々増加しているという傾向はございません。現状のところ、毎年、3日程度、実施しており、今後も増加という要望等は受けていないのが現状でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。他には。どうぞ、城所委員。

城所委員 先ほど、実態として8月の3日程度というお話がありましたけれども、8月以外に、例えば、2学期に食い込むとか、時期的な部分での運用というのは、将来的にはあり得る話なのではないでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 今回の管理運営規則の改定により、教育課程の届出や教育課程変更届によって、教育委員会と協議の上、制度といたしましては可能となります。

委員長 どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 しつこいようで、ごめんなさい。

今、学校は冷房とかは大分整っているのですけれども、8月末ではなくて、7月の要するに、1学期が今まで、例えば、7月20日だと、それを3日くらい延ばして、始まるのは9月1日からということは可能かなとちょっと思ったのですけれども、それはまずいのですか。そういうことをしてはいないですよ、今。

委員長 指導課長。

指導課長 制度上は、教育課程の届出の際に、その必要性等を伺い、判断し、不可能ではございません。しかしながら、現状、中学校におきましては、部活動の運動部の大会等が7月下旬に数多く入っております。また、小学校におきましても、本市は野沢温泉村の宿泊体験学習等もございませぬ関係上、7月の授業日数を延ばすという希望のほうは、いただいていないところでございます。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。大丈夫ですか。もうありませんか。

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第48号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、報告事項です。本日の報告事項は1件です。平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の結果についてを指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長、お願いします。

指導課長 平成26年度東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の結果について、ご説明申し上げます。

東京都におきましては、毎年6月、11月、2月の3回、ふれあい（いじめ防止）月間として、いじめの実態等について、全都で把握調査を行い、実態を把握した上での対応を行っているところでございます。平成25年のいじめ防止対策推進法制定に伴いまして、東京都におきましても、より一層、いじめの実態への適格な対応を求められていることなどの背景から、東京都におきましても、第1回ふれあい月間での調査期間となります4月1日から6月30日までのいじめの件数、従来調査をしていた項目に加えまして、詳細の実態及び対応状況の調査を行ったものでございます。その調査の結果を、10月23日に東京都が公表した内容でございます。

資料をごらんください。

調査の結果といたしまして、認知件数、全東京都でいじめの認知件数は、小学校は2,190件、中学校は1,837件等、認知件数のまとめが示されております。こちらの詳細の内容につきましては、後ほどごらんください。

稲城市校長会におきましても、こちらで把握されました東京都の課題であります、資料の下のほうにございますが、被害や周囲の子供などが、いじめについて声を上げることができるようにするための効果的な取り組みや、「学校いじめ対策委員会」、稲城市内でも全校に設置しておりますが、こちらの組織が実行的に機能できるような取り組みの充実、また、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、見えにくいいじめを把握するための方策について、一層の学校の取り組みの充実について、校長会でお願いしたところでございます。

内容でございますが、2枚目の資料をごらんください。

実際に東京都のホームページで、区市町村別のいじめの件数につきましては報告が一覧になってございます。こちら東京都のホームページで公開しておりますので、全てのまちにつきまして誰でも見られるという状況で、いじめを見えないものから見えるものにしていこうという取り組みの措置でございます。

稲城市の数字におきましては、おめくりいただきまして、市の資料をつけさせていただいております。稲城市におきましても、この期間内にいじめの認知件数がございました。そちらにつきまして、発見の状況やいじめの対応について、お手元の資料にまとめさせていただいております。

いじめにつきましては、この時点で未解消の事案もございますが、引き続き、解消に向けて、各学校で取り組んでいくところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。いじめの実態調査の結果です。

では、私のほうから一つ、いいでしょうか。稲城市の場合に、現在も引き続

き、指導、経過を見ているというような状況もあるのでしょうか、いじめについては。

指導課長 現在におきましても、いじめが認知され、指導中の事案はございます。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

伊勢川委員 学校いじめ対策委員会というのが設置されたとあるのですけれども、内情というか、構成というか、それがちょっとよくわからないのですけれども、もう一回、教えてもらえればうれしいのですけれども。

委員長 お願いいたします、指導課長。

指導課長 学校いじめ対策委員会は、学校によって名称は若干異なりますが、いじめについて、担任が一人で抱え込むのではなく、全校体制でいじめの防止や、早期対応に取り組むための組織でございまして、構成員といたしましては、管理職、生活指導主任、担任、養護教諭等、スクールカウンセラー、また、教育相談等の担当者からなる組織でございます。

伊勢川委員 ちなみに、稲城市は学校ごとにあるのではなくて、市でいじめ対策委員会というのがあって、それで対応しているようになっているのですか。ちょっとよくわからなかったのだけど、見ると、設置済なのは学校全体の90%とか、これを見ると100%になっていないみたいなのところがちょっと資料にもあったのですけれども。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 平成25年に制定、施行されましたいじめ防止対策推進法によりますと、全ての学校におきまして校内にいじめ防止組織を設置し、また、全ての学校の中にいじめ防止基本方針を策定して、各学校単位でいじめ防止、早期対応等に取り組んでいくことが定められております。

あわせて、各地方公共団体におきましては、努力義務といたしまして、地方公共団体単位の内いじめ防止組織の設置の措置について規定がございます。本市におきましても、現在、市全体の組織の編成に向けまして、準備を進めているところでございます。

なお、稲城市内の小中学校におきましては、校内の内いじめ防止組織は全ての学校に設置されているところでございます。以上でございます。

委員長 定期的には委員会が開かれて、検討するような何か課題があって、検討をす



るというような時間は確保されているのですか。それとも、委員会だけができていて、何かがあって初めて、そこで委員会が開かれる。そういうふうな状況になっているのでしょうか。

指導課長 校内のいじめ防止等委員会につきましては、定期的に校内で情報交換等を行います。あわせて、校内でいじめやいじめの疑いが発生した場合には臨時に召集され、校内で情報を共有し、早期に対応を進める動きをしているところでございます。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 総体的な質問で申しわけないのですが、今回の調査の結果というのは、いわゆる把握のための調査による結果ですよね。平常時の中で、いじめを認知して解決まで導く一つの流れというのは、どういった流れになってくるのでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 いじめにつきましては、いじめられている児童・生徒本人や保護者、また、それを目撃した周りの児童・生徒、また、学級担任等が発見し、いじめを学校で認知までいたします。いじめが発生した場合には、学校でいじめ防止組織の中で、まずは会を開きまして、情報を共有します。そして、まずはいじめられている子供の救済、いじめの被害を食いとめる動き、そして、加害や関係児童・生徒について指導をしていくという流れになりますが、その過程で、保護者への連絡、また、いじめであれば、教育委員会への報告をしていく中で、組織的にいじめそのものがなくなるまで継続して対応をとるといった動きを行います。その指導の結果につきましても、家庭と連携しながら、報告、連絡をしているところでございます。以上でございます。

委員長 どうぞ。

城所委員 私が聞いたかったのは、その校内の中での責任の所在がちょっとはっきりしていないのかなという。ひとまずは担任が認知ということになるのでしょうか。

その中で、さっき言った対策委員会というのは変わってくるということですか。

委員長 指導課長。

指導課長 校内で組織的に対応させていただきますが、その組織が校内のいじめ対策委員会等でございます。その責任者としましては、各学校の管理職が着任しているところでございます。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他にはいかがですか。よろしいですか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 2 時 3 7 分閉会)